

全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会の設置について

令和3年3月3日

1. 設置の趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月12日閣議決定）において、国は、「がん・難病等のゲノム医療を推進する。（中略）これまでの取組と課題を整理した上で、数値目標や人材育成・体制整備を含めた具体的な実行計画を、2019年中を目途に策定する。」とされた。これを受けて、厚生労働省では令和元年12月に「全ゲノム解析等実行計画（第1版）」をとりまとめた。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」（令和2年7月17日閣議決定）において、「全ゲノム解析等実行計画を着実に推進し、治療法のない患者に新たな個別化医療を提供するべく、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる体制整備を進める」とされたところである。

これを受け、全ゲノム解析等の推進について総合的に議論し、全ゲノム解析等を一層加速させるため、厚生科学審議会科学技術部会に本委員会を設置し、必要な検討を行う。

2. 検討事項等

実行計画の遂行等、全ゲノム解析等の推進に関すること。

3. 構成

臨床医、医学研究者、倫理専門家、ゲノムデータを用いて研究開発を行う立場にある者、医療を受ける立場にある者、ほか2.の検討事項に必要な者、計10名程度で構成する。

4. 庶務

本委員会の庶務は、大臣官房厚生科学課の協力を得て、健康局において行う。